



国土入企第17号
平成25年10月29日

一般社団法人日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長



技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について（依頼）

平成25年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が前年度と比べ全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったことを踏まえ、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第36号）において、国土交通省土地・建設産業局長より要請するとともに、4月18日には、太田国土交通大臣が直接建設業関係四団体のトップに対し要請したところです。

国土交通省としても、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や新労務単価フォローアップダイアルの設置、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところです。

しかしながら、新労務単価フォローアップ相談ダイアルに寄せられた相談内容や上述の調査結果を見ると、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、未だ全体の三分の一程度の建設企業が認知しておらず（無回答含む）、現場における周知徹底の一層の強化が課題となっています。

こうした課題に対応するため、発注者から元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣旨を記載したポスターの掲示をするよう、国土交通省直轄工事においては、別添1のとおり通知し、地方公共団体に対しては、別添2のとおり取組を要請したところです。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、本取組の趣旨を踏まえ、発注者からの要請に対し適切に対応するよう周知徹底方お願い致します。

なお、本ポスターについては別送致しますが、以下URLより、ダウンロードして印刷することも可能です。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000050.html

別添 1

国土入企第 15 号
国土建労第 78 号
平成 25 年 10 月 29 日

大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長 あて

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長
建設市場整備課長

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について（依頼）

本年 3 月 29 日、平成 25 年度の公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で約 15%、被災三県の平均では約 21% の上昇となったところですが、これを踏まえ、4 月 18 日、太田国土交通大臣が直接建設業関係四団体のトップに対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。

この間、大臣要請を受けた建設業関係 4 団体等において決議等がなされるなど技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組が進展する一方、国土交通省としても、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や新労務単価フォローアップダイヤルの設置、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところです。

上述のきめ細かな調査の現時点での取りまとめ結果を見ると、全体の三分の一を超える建設企業から賃金水準を引き上げ又は今後引き上げる予定であるとの回答が寄せているなど、一定の成果が得られつつある状況にあると考えられます。

しかしながら、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルに寄せられた相談内容や上述の調査結果を見ると、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、未だ全体の三分の一程度の建設企業が認知しておらず（無回答含む）、現場における周知徹底の一層の強化が課題となっています。

こうした課題に対応するため、新労務単価の対象となっている直轄工事（11 月以降の契約工事）の現場において、別紙の要領に基づき技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣旨を記載したポスターの現場への掲示を、受注者に対し要請していただくようご協力をお願いいたします。

各地方整備局担当官に対しても、本依頼の周知徹底をよろしくお取り計らいください。

なお、本依頼については、地方公共団体、建設業団体の長宛に周知していることを申し添えます。

現場における発注者から元請企業への
ポスター掲示の要請の流れ等について

1. 対象工事

本年11月1日以降に契約を締結した、平成25年度公共工事設計労務単価を使用して
予定価格を積算した直轄工事

なお実施期間は、当面平成26年度公共工事設計労務単価の運用を開始するまでの間とする

2. 要請の流れ（イメージ）

- ・ 契約締結後、速やかに、監督職員から受注者の現場代理人に対し、ポスターを直接手交し、その記載内容の確認を行った上で、当該直轄工事の現場において掲示し、現場作業員への周知を図るよう要請する。
- ・ 監督職員は、当該直轄工事の実施期間中において、当該ポスターの掲示状況を確認する。なお、工事期間中1回はポスターの掲載状況を確認し、掲載を促す。

3. 主な質問と回答

① 本ポスターの掲示を要請する趣旨如何。

現在、建設産業は、若年入職者が大きく減少するとともに、高齢化が著しく進展しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の存続が危惧されるに至っています。

このような建設産業を巡る厳しい現状を踏まえ、行政と建設業界は現在、全国平均で対前年度比約15%となった新労務単価の引き上げが、現場の技能労働者の適切な賃金水準、社会保険への加入の徹底に結びつくよう一丸となって取り組んでいます。

このような取組の趣旨が記載されたポスターを現場に掲示していただくことにより、こうした取組の周知徹底の一層の強化を図ることとしたものです。

② 本ポスターの掲示は契約上の義務なのか。

本ポスターの掲示は契約上の義務ではありませんが、現場の技能労働者の適切な賃金水準の確保等を通じて、建設業全体の発展を図るために行うもので、ご協力をお願いします。

行政と建設業界は今、新労務単価の引き上げが、現場の技能労働者の適切な賃金水準、社会保険への加入の徹底に結びつくよう一丸となって取り組んでいるところであり、趣旨をご理解いただき、現場において掲示されるようお願いいたします。

各都道府県主管部局長 あて
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市主管部局長 あて
(契約担当課扱い)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について (依頼)

平成25年度公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)の早期適用については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成25年3月29日付け国土入企第37号)において、国土交通省土地・建設産業局長より要請したところであります。

また、新労務単価が前年度と比べ全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったことを踏まえ、4月18日、太田国土交通大臣が直接建設業関係四団体のトップに対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところであります。

この間、大臣要請を受けた建設業関係4団体等において決議等がなされるなど技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組が進展する一方、国土交通省としても、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や新労務単価フォローアップダイヤルの設置、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところであります。

上述のきめ細かな調査の現時点での取りまとめ結果を見ると、別添1のとおり全体の三分の一を超える建設企業から賃金水準を引き上げ又は今後引き上げる予定であるとの回答が寄せているなど、一定の成果が得られつつある状況にあると考えられます。

しかしながら、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルに寄せられた相談内容や上述の調査結果を見ると、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、未だ全体の三分の一程度の建設企業が認知しておらず(無回答含む)、現場における周知徹底の一層の強化が課題となっております。

こうした課題に対応するため、国土交通省直轄工事においては、別添2のとおり、発注者から元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣

賃金水準確保対策
—きめ細かな実態調査の中間的なとりまとめ結果等—

国土交通省 土地・建設産業局

技能労働者の処遇改善に向けた取組

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号)

- 平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ(前年度比 全国平均約15%, 被災三県約21%)を受け、建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等や社会保険への加入の徹底等を要請

国土交通省と建設業4団体との会合 (4月18日)

出席者

【国土交通省側】太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官 他
 【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業専門団体連合会

大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。



建設業団体の対応状況(抄)

日本建設業連合会

- 4月25日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
 - 7月18日 下請企業に対して、労務賃金の改善の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定(理事会)
- 7月26日 中村会長が太田大臣に報告

全国建設業協会

- 4月26日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月26日 適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定(理事会)

全国中小建設業協会

- 5月29日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 8月12日 更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定(正副会長会議)

建設業専門団体連合会

- 6月4日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(通常総会)



「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合(10月23日)

- 1/3強の建設企業が4月以降何らかの形で賃上げ(予定含む)を実施。全産業と比較し、建設業、特に鉄筋・型枠・とび等専門工事業の給与が上伸
- 建設業団体からは、相当数の会員企業が下請企業の技能労働者の賃上げに前向き、民間・公共発注者(自治体)の理解が不可欠等の意見
- 今後も技能労働者の適切な賃金水準の確保に向けて取組を加速化することを確認